

## 中条家文書取扱細則

(平成4年12月1日 館長裁定)

平成22年2月15日改正 (館長決裁)

第1条 重要文化財中条家文書附中条家家譜類(以下「中条家文書」という。)の取扱いについては、法令その他別に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

第2条 中条家文書を閲覧できる者は、次の各号の一に該当する者で、あらかじめ山形大学中央図書館長(以下「館長」という。)の許可を受けたものとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 学外者で大学、研究所、その他適当と認められる機関からの依頼に基づく者
- (4) その他館長が適当と認めた者

2 前項第2号の者の閲覧は、教員の指導の下に行う場合に限るものとする。

第3条 中条家文書の閲覧に当たっては、山形大学中央図書館貴重図書取扱規程の保存及び利用の項に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 館長は、1回に閲覧する人数及び時間を制限することができる。

第4条 中条家文書の展示等のための学外機関への貸出は、博物館法に定める博物館(博物館相当施設を含む。)その他適当と認められる機関からの依頼に限り、法令等に定めるところにより行うものとする。

第5条 前条の貸出については、1回につき展示期日30日間、1年度につき60日間を超えることはできない。ただし、文化財保護法第48条に規定する出品については、この限りではない。

### 附 則

この内規は、平成4年12月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成19年8月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成22年2月15日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

### 附 則

この細則は、令和5年3月27日から施行し、令和4年10月1日から適用する。